

令和元年

5月号

濱田会計事務所通信

令和元年5月6日発行 Vol.21

今年10月から消費税の増税とそれに伴う軽減税率の導入が予定されています。前回と今回で軽減税率の複雑さを取り上げましたが、我々税の専門家からすれば非常に問題のある制度だと言わざるを得ません。税理士会も税制改正要望で軽減税率は実施すべきでないと声を出していますが、残念ながら世間的には軽減税率には賛成の方が多く、導入が改められる見込みはないようです。私の周辺の税理士は、消費増税は止むを得なくても軽減税率には反対の方がほとんどですが、私としては消費増税自体をそもそもするべきではないと考えています。近頃、消費増税が延期されるのではないかと観測があがっています。何度も延期するのではなく一度増税は凍結し、改めてもう一度軽減税率導入の是非を含めて再検討されることを期待します。

<税務/会計トピックス>

軽減税率の経理事務の注意点

軽減税率制度導入により、消費税課税事業者の方は標準税率（10%）と軽減税率（8%）を分けて商品管理や経理処理、消費税の申告・納税をすることになります。以下の事例のように軽減税率の事務負担増は多くの事業者に影響があります。

事例（1） 食料品店の場合

食料品を販売し、酒類などを取り扱わないお店の売上げはすべて軽減税率（8%）の対象とされます。しかし、ラップ材、プラスチック製のケースや発泡スチロール製のトレー、それらを入れるレジ袋は飲食料品ではありませんので、これらの仕入れには標準税率（10%）が適用されます。したがって、仕入税額の計算の際には、食品とこれら包装材などの食品以外とを分けて計算する必要があります。

事例（2） 弁当屋の場合

弁当屋が仕入れる食材や販売する弁当は、軽減税率（8%）の対象とされます。しかし、弁当の容器や割り箸、それらを入れるレジ袋は飲食料品ではありません。また、調味料として使用するみりんやお酒は酒類に該当し、これらの仕入れには標準税率（10%）が適用されます。したがって、仕入税額の計算の際には、食材とこれら包装材などの食品以外とを分けて計算する必要があります。

事例（3） 飲食料品を取り扱わない事業者の場合

飲食料品を取り扱わない事業者の場合、一見標準税率（10%）の対象の取引しかないように思えます。しかし、例えば会社を訪れたお客さんに出すお茶やお菓子、取引先への贈答品（飲食料品）は軽減税率（8%）の対象になります。したがって、これらの飲食料品を経費として計上するときに、やはり税率ごとに分けて管理する必要があります。



<相続・贈与税のお話し>

祭祀財産等の購入

祭祀財産は相続税の非課税財産であるため、生前に購入することにより預金などの相続税の課税対象となる財産が減少し、相続税対策になります。相続税の非課税財産となる祭祀財産とは、墓地や墓石、仏壇、仏具、神を祭る道具など日常礼拝をしている物をいいます。祭祀財産は換金性がなく、祖先崇拜の慣習や国民感情等を考慮して非課税財産とされています。相続税の非課税となる祭祀財産は、日常礼拝をしている物などであり、事業の商品、趣味、投資などの目的で保有しているものは、相続税の非課税財産にはなりません。

事例

相続人一人、預金財産 5,000 万円、購入予定の仏壇 200 万円の場合

・相続後に仏壇を購入した場合

預金 5,000 万円に対する相続税

$5,000 \text{ 万円} - \{3,000 \text{ 万円} + 600 \text{ 万円} \times 1 \text{ (相続人の数)}\} = 1,400 \text{ 万円}$

$1,400 \text{ 万円} \times 15\% - 50 \text{ 万円} = 160 \text{ 万円}$

・相続前に仏壇を購入した場合

預金 4,800 万円、仏壇 200 万円（非課税）に対する相続税

$4,800 \text{ 万円} - \{3,000 \text{ 万円} + 600 \text{ 万円} \times 1 \text{ (相続人の数)}\} = 1,200 \text{ 万円}$

$1,200 \text{ 万円} \times 15\% - 50 \text{ 万円} = 130 \text{ 万円}$



事例のように支払いのタイミングが相続の前か後かによって税額に影響があるので非課税資産の購入や修繕を予定されている方は相続前に済ませておく方が税額を抑える事が出来ます。

ただしローンで購入した場合の残債がある場合や支払いが未払いである場合は相続財産から控除される債務控除の対象とはならないため、相続税対策にはなりません。

事務所からのお知らせ

発行した事務所通信は順次ホームページにも掲載予定です。

また、メールマガジンとして同内容を配信しておりますので、配信をご希望の方はご連絡下さい。



事務所へお車でお越しの方は、駐車場は一部契約のため、斜線部分に駐車をお願い致します。



濱田会計事務所

〒670-0053

兵庫県姫路市南車崎 2 丁目 4 - 1 3

TEL : 079-229-9041

Fax : 079-229-9049

E-Mail : info@hamadakaikei.jp

URL : http://hamadakaikei.jp

会社のこと、事業のこと、
相続のこと・・・

一緒に考えましょう！

